

施術所〔廃止・休止・再開〕届

どんなときに

- ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを業とする施術所を休止、廃止又は再開したとき
- ・柔道整復を業とする施術所を休止、廃止又は再開したとき

いつまでに

休止、廃止又は再開後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **施術所〔廃止・休止・再開〕届**

注意・その他

<共通>

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所と柔道整復の施術所を併設する場合には、それぞれについて届出が必要です。

<休止>

- ・休止理由が消滅し、業務を再開する場合には「施術所再開届※この様式」を提出してください。
- ・届出した休止期間が経過し、休止を延長する場合は、再度「施術所休止届※この様式」を提出してください。

<廃止>

- ・開設者が死亡又は失そう宣告を受けたことによる場合は、届出義務者の住所及び氏名も記入してください。